

① 気象学会による論文掲載拒否事件

控訴人(原告)は、控訴理由書を準備書面(1)(6月11日付)に全面的に差し替えた。被控訴人は、これに対する認否・反論として準備書面(1)(7月12日付)を提出した。

まず、控訴人は、地裁判決での「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」としたことについて、これでは気象学会は主流と意見を異にする論文を気象学会誌に載せなくてもよいことになる、と述べた。被控訴人はこれを争わなかった。

ついで、控訴人は、初審で論文の「誤読」を争点にしたが、判決では「誤読」について判断しなかった。これを判断していれば、「拒否行為が相応の科学的根拠に基づく」とは言えないのだから、初審判断はあり得ないことになる。被控訴人はこれも争わなかった。その他の争点の認否については、次号のふたつの裁判報告で詳しく述べることにする。

高裁は、原則として口頭弁論は1回だけという方針とのことで、この事件も、口頭弁論は7月12日の1回だけで終了ということになった。

そこで、控訴人側代理人により論点整理を述べる機会がほしいと求めたところ、7月中に書面を提出することになった。また、控訴人は、酷似する論文が現れ、控訴人は極めて不利な立場なっているので、和解交渉に応じてほしいと求めた。被控訴人はこれを拒否した。酷似する論文を証拠にするためには、日本語訳が必要になる。

判決、8月25日(水)1時15分、東京高裁809号法廷

添付書類 控訴人準備書面(1)、被控訴人準備書面(1)

② 東京大学による名誉棄損事件

前号のふたつの裁判の報告でも述べたが、被告は、公共の利害により名誉毀損にはあたらない、と主張した。これがこの事件での最大の争点ということになる。

裁判長から、原告に対して、名誉毀損の被害等について陳述書を書くことと、原告に有利な証言の得られる証人を申請するようとの注意があった。

第5回口頭弁論、10年8月31日(火)1時15分、東京地裁411号法廷

現在、原告は気象学会事件の対応に全力をあげておりますが、一段落しましたら、何人かの方々にお願いの手紙をさしあげますので、ご面倒なこととは思いますが、ぜひ証人をお引き受けくださるようお願いいたします。また、東大事件に関連して、名誉毀損の被害を証明する印刷物がありましたら、送ってくださるようお願いいたします。

添付書類 原告準備書面(2)、被害の証明・甲12号証